


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市金婚祝状贈呈要綱を廃止する訓令について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>この要綱は、婚姻届から50年を経過した夫婦に祝状を贈呈する事業を定めるが、その性質上、高齢者福祉の向上に寄与する要素が少なく、また婚姻に関する価値観の多様化等を勘案して、本件要綱を、廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 本件要綱を廃止する</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者福祉に関する事務事業を整理するものである。なお、慶祝事業の性質上、廃止による影響は限定的である。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年12月 行政改革推進本部において本件予算措置の見送り 令和3年3月 文書課事前審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに廃止手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。